THE HACHIJUNI BANK, LTD.

第135期
定時株主総会
招集ご通知

日時

平成30年6月22日（金曜日）午前10時

場所

長野市大字中御所字岡田178番地8

当行本店3階　大会議室

目次

第135期定時株主総会招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類

■第1号議案 剰余金の処分の件 …… 4

■第2号議案 取締役3名選任の件 …… 5

■第3号議案 監査役1名選任の件 …… 8

（添付書類）

第135期事業報告 …… 10

計算書類 …… 35

連結計算書類 …… 38

監査報告書 …… 40

株主総会会場ご案内図

株式会社 八十二銀行

証券コード：8359

招集ご通知

証券コード　8359
平成30年６月１日

株 主 各 位

長野市大字中御所字岡田178番地８
株式会社 八十二銀行
取締役頭取 湯 本 昭 一

第135期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第135期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成30年６月21日（木曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　**平成30年６月22日（金曜日）午前10時**

2. 場　　所　長野市大字中御所字岡田178番地８
当行本店３階　大会議室

3. 目的事項

報告事項
(1) 第135期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
(2) 第135期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役３名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 重複行使の取扱い

議決権行使書とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当行の議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

- 次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の**当行ホームページ**に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
  ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」
  ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
  ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  なお、監査役が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「新株予約権等に関する事項」も含まれております。
  また、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「株主資本等変動計算書」・「個別注記表」・「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」も含まれております。

- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の**当行ホームページ**に掲載させていただきますのでご了承ください。

- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

当行ホームページ ▶ https://www.82bank.co.jp/ir/kabushiki/soukai.html

議決権行使のご案内

株主総会ご出席による議決権行使



開催日時 **平成30年６月22日（金曜日）午前10時**

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

郵送による議決権行使



行使期限 **平成30年６月21日（木曜日）午後５時到着分**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネット等による議決権行使



行使期限 **平成30年６月21日（木曜日）午後５時まで**

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当行指定の**議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前２時から５時まで取り扱いを休止します。）
株主さま以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問合せください。
QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話を利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。
議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主さまのご負担になります。

QRコード

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
☎ 0120-173-027（通話料無料）　受付時間 9:00~21:00

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当行の配当方針は、１株当たりの配当の下限を５円とし、安定配当と自己株式取得による積極的な株主還元を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、１株につき７円といたしたいと存じます。なお、中間配当金６円と合わせた年間配当金は、13円であります。

(1) 配当財産の種類
　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項および総額
　当行普通株式　１株につき７円
　配当総額　　3,527,136,284円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成30年６月25日

２．剰余金の処分に関する事項

将来に備え企業体質を強化するため、繰越利益剰余金170億円を取崩し、別途積立金として計上するものであります。

(1) 増加する剰余金の項目およびその金額
　別途積立金　　17,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその金額
　繰越利益剰余金　17,000,000,000円

第２号議案　取締役３名選任の件

取締役のうち、山浦愛幸、浜村九二雄、田下佳代の３名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。これに伴い取締役３名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。

（参考）候補者一覧

候補者番号		氏名		現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任	山浦（やまうら） 愛幸（よしゆき）		取締役会長	１５回／１５回（１００%）
2	新任	佐藤（さとう） 裕一（ゆういち）		常務執行役員	―
3	再任	田下（たした） 佳代（かよ）	社外役員 独立役員	取締役	１５回／１５回（１００%）

1 山浦 愛幸（やまうら よしゆき）

再任

生年月日 昭和21年７月30日　**取締役会出席状況** 15回／15回（100%）　**候補者の有する当行の株式数** 110,813株

当行における地位および担当、重要な兼職の状況

昭和44年４月 当行入行
平成元年２月 当行国際部副部長、引続き国際部副部長兼ロンドン駐在員事務所長、上田支店副支店長、県庁内支店長、伊那支店長
平成10年６月 当行取締役　検査部長委嘱
平成11年６月 当行常務取締役　本店営業部長委嘱
平成13年６月 当行常務取締役
平成15年６月 当行専務取締役
平成17年６月 当行取締役頭取
平成25年６月 当行取締役会長
監査部担当
現在に至る

候補者とした理由

長年にわたり取締役頭取、取締役会長として当行の経営を指揮し、業績の伸長と経営体質の強化に多くの成果を上げてまいりました。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

2 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

新任

生年月日 昭和35年６月11日　**取締役会出席状況** ―　**候補者の有する当行の株式数** 14,367株

当行における地位および担当、重要な兼職の状況

昭和59年４月 当行入行
平成15年６月 当行富士見支店長、引続き川中島支店長、融資部付、リスク統括部長、企画部長
平成25年６月 当行執行役員飯田エリア飯田支店長
平成27年６月 当行常務執行役員東京営業部長
平成29年６月 当行常務執行役員本店営業部長
現在に至る

候補者とした理由

営業部門や企画部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を活かすことにより、当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

3 田下佳代（たした　か　よ）

社外役員　独立役員　再任

生年月日　昭和38年４月２日　　**取締役会出席状況**　15回／15回（100%）　**候補者の有する当行の株式数**　1,653株

当行における地位および担当、重要な兼職の状況

平成２年４月　弁護士登録（長野県弁護士会）
平成３年４月　宮澤法律事務所勤務
平成８年４月　田下法律事務所開設
平成19年10月　長野県人事委員会委員（現任）
平成26年４月　長野県弁護士会会長（平成27年３月退任）
平成28年６月　当行取締役　現在に至る

候補者とした理由

弁護士として企業法務に携わり、高い専門性と豊富な経験を有しており、独立した立場から当行の経営に監督・助言を行い、社外取締役としての職務を適切に遂行しております。会社経営に関与したことはありませんが、こうした高い専門性と豊富な経験を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、社外取締役候補者といたしました。

（注）1. 各取締役候補者と当行の間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 田下佳代氏は社外取締役候補者であります。なお、当行は田下佳代氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 田下佳代氏は、平成28年６月より当行社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結をもって２年となります。
4. 当行は、現行定款第29条に基づき、田下佳代氏との間に、会社法第423条第１項の賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。また、同氏が原案通り再任された場合、現契約を継続する予定であります。
5. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役のうち、宮下浩は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。これに伴い監査役１名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

北澤（きたざわ）　吉美（よしみ）　新任

生年月日	昭和36年４月11日	**取締役会出席状況** **監査役会出席状況**	— —	**候補者の有する当行の株式数**	17,662株

当行における地位、重要な兼職の状況

昭和59年４月	当行入行
平成16年６月	当行小布施支店長、引続き高崎支店長、駒ヶ根支店長、高田支店長、事務統括部長
平成27年６月	当行執行役員事務統括部長
平成28年６月	当行執行役員上田支店長 現在に至る

候補者とした理由

営業部門や事務部門に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、財務・会計に関する知見も有しており、経営監視機能を発揮できる人物と判断し、監査役候補者といたしました。

（注）1. 監査役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。

（ご参考）社外役員の選任および独立性の判断基準

■ 社外取締役および社外監査役の選任基準

社外取締役候補者または社外監査役候補者の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、以下の「社外役員の独立性判断基準」により判断しております。

■ 社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役候補者または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

⑴ 当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
⑵ 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
⑶ 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
⑷ 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
⑸ 当行から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
⑹ 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
⑺ 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
・上記(1)～(6)に該当する者。
・当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

●「最近」の定義	実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
●「主要な取引先」の定義	直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の1％超を基準に判定する。なお、IFRS適用企業を対象とする場合は、収益（売上収益）の１％超を基準に判定する。
●「法人等」の定義	法人以外の団体を含む。
●「多額」の定義	過去3年平均で、年間1,000万円超。ただし、公益を目的とする事業を行う法人（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて設立される法人に限る）に対する寄付の場合を除く。
●「近親者」の定義	二親等以内の親族。
●「重要でない者」の定義	会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを「重要な者」とし、そうでない者を「重要でない者」とする。

以　上

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

■ 当行の主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、金融商品仲介業務等を行い、地域の皆様に幅広い金融商品・サービスを提供しています。

■ 金融経済環境

29年度のわが国の経済は、海外経済の拡大に伴い輸出が増加したほか、企業の設備投資を中心とした国内需要にも改善の動きがみられ、全体として緩やかな回復が続きました。

当行の主要な営業基盤である長野県経済においても、生産面では需要の旺盛な半導体関連や電気機械関連などを中心に増加基調となり、設備投資も製造業において積極的な投資姿勢がうかがえ前年を上回る動きがみられました。個人消費は、食料品が底堅く大型小売店売上高は前年を上回って推移し、公共投資もごみ焼却施設等の大型の建設工事が相次ぎ前年を上回りました。住宅投資は、これまで好調だった相続税対策のための貸家需要の伸びが鈍化し、新設住宅着工戸数は前年割れとなる月が多くなりました。

金融面においては、海外金利上昇を背景として本邦長期金利に上昇圧力が掛かる場面もありましたが、10年物国債金利は概ね0.0～0.10％と総じて横ばいで推移しました。

株式相場は、好調な企業業績を背景に上昇基調となり、１月には２万４千円台前半まで上昇し、約26年ぶりの高値をつけましたが、２月上旬に米国の長期金利上昇を契機とした世界同時株安で急落し、期末まで不安定な値動きが続きました。

■ 事業の経過及び成果

こうした金融経済環境のもと、当行は27年度から29年度までの３ヵ年を計画期間とする第30次長期経営計画「地域活力創造銀行への変革」において定めた「地域活力を創造する」「お客さま利便性を進化させる」「企業力を向上させる」の３つのテーマに基づき、株主各位をはじめとして地域社会の皆様のご期待にお応えするため、以下のとおり取組んでまいりました。

■ 「地域活力を創造する」

地方銀行として当行が安定的に発展していくためには地域経済の成長が不可欠であることから、地域産業の競争力強化に向けたさまざまな取組みを実施しています。

起業・創業支援を通じた地域の活性化としましては、各種創業支援機関との連携により「創業されるお客さまが相談しやすい」環境づくりに努めています。お客さまの事業の存続・成長支援としましては、一段と高まるM＆Aと事業承継ニーズにワンストップでお応えするため、専門的なサポートチームによる支援を強化しています。

地域の「ひとづくり」への取組みとしましては、お客さまの資金調達ニーズと地域の教育・文化施設への学術用品の寄贈とを組み合わせた『地方創生応援私募債』を通じ、次世代を担う人材育成を支援しています。

第30次長期経営計画３ヵ年の本テーマの振返りとしましては、ご相談から専用商品による資金調達までをスピーディーにお応えする起業・創業支援や、地方公共団体との連携と長野県外店の情報活用による企業誘致活動に取組みました。また、観光地を面としてとらえ活性化させる「観光まちづくりモデル」の実現に向けた支援などにも取組み、地域における当行の存在意義をより一層高めることに繋がりました。これからも「地域活力創造」の取組みを当行の普遍的業務と位置付け、継続していきます。

■ 「お客さま利便性を進化させる」

当行はお客さまが「また相談したくなる銀行」を目指し、お客さまの利便性向上に向けたさまざまな取組みを実施しています。

お客さまが口座開設などのお手続き後すぐにキャッシュカードをお使いいただけるよう、全店舗でカードなどを即時発行し、窓口でお渡しする取扱いを始めました。

インターネットバンキングにつきましては、利用可能時間を24時間・365日に拡大するとともにヘルプデスク応対時間も合わせて24時間化し、いつでも安心してご利用いただける体制を整えています。また、『法人向けインターネットバンキング』ではタブレット端末での操作を可能とし、『外為ネット』では各種レベルアップを実施し機能を強化しました。

第30次長期経営計画３ヵ年の本テーマの振返りとしましては、店頭でお客さまに代わって職員が各種申込書類を作成する対話型事務処理の拡大や、『口座開設アプリ』や『はちにのフリーローンのＷＥＢ契約』などインターネットでの申込手続の強化も進め、対面・非対面取引ともにお客さまの利便性向上に努めました。

■ 「企業力を向上させる」

当行はグループ会社を含めた総合的な機能提供や収益力の強化、職員の働き方改革、豊かな自然環境との共存などを含めて、「企業力の向上」としてさまざまな取組みを実施しています。

グループ会社を含めた収益力の強化としましては、一部出張所を除く全店舗で八十二証券の金融仲介商品を取扱うとともに、株式売買などのニーズのあるお客さまに八十二証券を紹介する取組みをさらに強化し、グループ一体となってお客さまの幅広い資産運用ニーズにお応えしています。

職員の働きやすい環境整備としましては、年度途中での転勤や育休復帰時の幼児受入先確保のため、託児事業者と広域提携し育児を抱える職員の活躍を支援しています。

環境保全活動としましては、職員による森林整備活動『八十二の森』活動やアレチウリの駆除ボランティアなどに積極的かつ継続的に取組んでいます。これらの取組みが評価され日本経済新聞社の「環境経営度調査企業ランキング」において４年連続で地方銀行界第１位となりました。

第30次長期経営計画３ヵ年の本テーマの振返りとしましては、グループ会社を含めた収益源の多様化を目指しましたが、連単倍率目標は未達成となりました。職員の活躍フィールド拡大としましては、職員へのキャリア形成支援などにより女性管理職数の目標を達成しています。環境経営の深化としましては、「温室効果ガス排出量を2010年度比10％削減」を目標に省エネルギー活動を行いました結果、2017年度は2010年度比18.6％削減となり目標を達成しています。

次に当期の業績は以下のようになりました。

■ 預金・貸出金等

預金は、個人預金および法人預金が増加したことから、期中1,964億円増加して期末残高は６兆5,983億円となりました。

貸出金は、長野県内外の事業者向け資金および地方公共団体向け資金、個人向け資金が増加したことから、期中1,767億円増加して期末残高は５兆876億円となりました。このうち中小企業向け資金は期中326億円増加して期末残高は１兆5,012億円、個人向け資金は期中350億円増加して期末残高は１兆1,272億円となりました。

なお、預金・貸出金ともに期末残高は過去最高となりました。

■ 有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視し、安定的な収益を確保するとともに機動的な運用に努めました。国債は減少したものの、地方債等の増加により期中493億円増加して期末残高は２兆5,143億円となりました。

■ 損益の状況

経常収益は、国債等債券売却益の減少220億３千９百万円に加えて、貸倒引当金戻入益等の「その他経常収益」および有価証券利息配当金等の「資金運用収益」が減少したことから、前期比288億３千８百万円減少して1,407億２千万円となりました。

また、経常費用は、ヘッジ付債券の売却に伴うスワップ解約損を含む国債等債券売却損の減少236億３百万円に加えて、金利スワップ支払利息等の「資金調達費用」および営業経費も減少したことから、前期比295億３千万円減少して1,058億２千２百万円となりました。

この結果、経常利益は６億９千２百万円増加して348億９千８百万円となりました。

当期純利益は前期比４億４千７百万円減少して227億２千６百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益が前期比10億８千６百万円増加して415億７百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比４億７千１百万円減少して258億４千万円となりました。

■ 店舗

店舗につきましては、新井支店を新築建替えするとともに、清水出張所を口座番号がそのままお使いいただけるブランチ・イン・ブランチ方式により松本営業部内へ移転・統合しました。当年度末時点での店舗数は152店舗、うちブランチ・イン・ブランチ方式による移転・統合済店舗数は５店舗となっています。

■ その他

銀行の健全性を示す総自己資本比率は、単体・連結ともに20％程度となり、銀行界トップ水準を維持しております。

また、経営環境の変化に対応した機動的な資本施策の遂行および株主の皆様への利益還元を図るため、期中に自己株式300万株を市場買付により取得し、取得期間終了の30年４月末までに累計500万株取得しております。

■ 対処すべき課題

わが国の経済は、金融面においては年初からの株価下落や円高進行による不安定要因はあるものの、直近の日銀短観において示された景況感に大きな変化はなく、実体経済においては今後も順調な推移が期待されます。

当行の経営環境は、緩やかながらも息の長い景気回復を背景として、29年度における預金、貸出金残高は過去最高を更新し、課題でありました長野県内事業性貸出金残高も昨年度に続きプラス年率となりました。30年度も預貸金計数においては増加基調の継続が見込まれます。

ただし、マイナス金利の長期化や地域の人口減少に加え、フィンテックを活用した異業種の銀行業務への参入などにより、引続き厳しい経営環境が想定され、グループ会社を含めた収益力の強化や急速な環境変化にも対応できる組織への変革が課題であると認識しています。

このような認識のもと、当行は30年度から32年度を計画期間とする第31次長期経営計画「変化に挑み、次代を創る」をスタートさせました。この新しい長期経営計画では次の３つのテーマに取組んでまいります。

「お客さま利益実現のための“対面営業”の強化・拡大」としましては、原点に立ち戻り、当行の強みであるフェイストゥフェイスのお付き合いを通じて、お客さまの満足度・信頼感を高め、お客さま利益の実現を最優先に行動してまいります。

「“人財”育成投資・活躍機会の拡大」としましては、職員一人ひとりの成長や働きがいを重視した人事制度の再構築や、若手・中堅職員の外部企業やグループ会社への出向などにより、職員の専門性強化や能力伸長を進めてまいります。

「“営業推進態勢・業務プロセス”の変革」としましては、業務そのものや業務プロセスを抜本的に見直すことで、営業推進の担当者数・活動時間の拡大や、システム化による省力化とコスト削減、お客さまの利便性向上などを進めてまいります。

わが国におけるマイナス金利の継続と米国の金利上昇が予想される厳しい経営環境下ではありますが、役職員一丸となって乗り越えていく所存です。株主各位のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、これからも皆様のご期待にお応えすべく努力してまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預金	62,515	62,399	64,019	65,983
定期性預金	25,611	24,849	24,186	23,851
その他	36,904	37,550	39,832	42,132
貸出金	45,584	46,831	49,108	50,876
個人向け	10,316	10,561	10,922	11,272
中小企業向け	14,297	14,425	14,686	15,012
その他	20,970	21,844	23,500	24,591
特定取引資産(トレーディング資産)	176	119	154	144
特定取引負債(トレーディング負債)	62	44	47	49
有価証券	27,343	26,837	24,650	25,143
国債	14,169	13,511	11,029	9,970
地方債	822	1,353	1,856	2,550
その他	12,351	11,972	11,764	12,622
総資産	79,518	81,253	86,423	92,403
内国為替取扱高	514,046	525,744	494,391	507,959
外国為替取扱高	百万ドル 35,846	百万ドル 29,443	百万ドル 29,615	百万ドル 23,047
経常利益	百万円 41,212	百万円 42,462	百万円 34,205	百万円 34,898
当期純利益	百万円 25,762	百万円 27,765	百万円 23,173	百万円 22,726
1株当たり当期純利益	円 銭 51 26	円 銭 55 04	円 銭 45 73	円 銭 44 85
信託財産	4	4	4	4
信託報酬	百万円 2	百万円 2	百万円 2	百万円 2

(注) 1　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2　貸出金のうち個人向けおよび中小企業向けには、当座貸越を含め、海外支店貸出および特別国際金融取引勘定貸出を除いて記載しております。
3　1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株数）で除して算出しております。

＜ご参考＞　連結業績の推移

（単位：億円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	1,736	1,812	2,091	1,812
経常利益	478	490	404	415
親会社株主に帰属する当期純利益	271	301	263	258
純資産額	6,922	6,861	7,435	7,770
総資産	80,142	81,725	87,038	93,090

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,192人	3,178人
平均年齢	41年　4月	41年　6月
平均勤続年数	15年　10月	15年　11月
平均給与月額	380千円	385千円

（注）1　平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2　使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3　平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
長野県	131店	うち出張所（9）	131店	うち出張所（9）
新潟県	4	（—）	4	（—）
東京都	6	（—）	6	（—）
埼玉県	5	（—）	5	（—）
群馬県	2	（—）	2	（—）
愛知県	1	（—）	1	（—）
岐阜県	1	（—）	1	（—）
大阪府	1	（—）	1	（—）
国内計	151	（9）	151	（9）
アジア	1	（—）	1	（—）
海外計	1	（—）	1	（—）
合計	152	（9）	152	（9）

（注）1　上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を４か所（前年度末４か所）、店舗外現金自動設備を229か所（前年度末225か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を12,783か所（長野県内175か所、県外12,608か所）、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を22,819か所（長野県内480か所、県外22,339か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,894か所（長野県内151か所、県外12,743か所）それぞれ設置しております。
2　平成30年1月に清水出張所を松本営業部内に移転しております。
3　長野県内131店のうち、ブランチ・イン・ブランチ方式により他店舗内へ移転している営業所は５店（うち出張所２店）であります。

ロ．当年度新設営業所

該当事項はありません。

（注）1　店舗外現金自動設備の新設（6か所）
ツルヤ池田店、イオンモール松本、西友元町店、ナナーズ川上店、西友伊賀良店、長野県立大学
2　店舗外現金自動設備の廃止（2か所）
バロー諏訪店、日高病院

ハ．銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	4,509

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　　容	金　　額
ソフトウェア	1,840
事務機器・システム機器の導入・更改等	1,510
新井支店の新築	152

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況
当行は親会社を有しておりません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
八十二ビジネスサービス株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	銀行業務に係る事務代行業務	昭和56年8月1日	110	100.00	—
八十二スタッフサービス株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	労働者の派遣業務	昭和61年9月11日	20	100.00	—
八十二証券株式会社	長野県上田市常田2丁目3番3号	有価証券の売買有価証券売買の媒介、取次および代理	昭和24年5月11日	3,000	100.00	—
八十二信用保証株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	信用保証業務	昭和58年12月1日	30	100.00	—
やまびこ債権回収株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	債権管理回収業務	平成12年6月2日	510	99.00	—
八十二リース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	昭和49年6月10日	200	25.75	—
株式会社八十二ディーシーカード	長野県長野市南石堂町1279番地3	クレジットカード業務	昭和57年8月2日	30	5.00	—
八十二システム開発株式会社	長野県長野市大字南長野西後町1597番地1	システム開発	昭和58年12月5日	40	5.00	—
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	昭和59年9月17日	200	10.00	—
八十二オートリース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	平成17年10月3日	100	0.00	—

（注）1　八十二証券株式会社は、平成30年3月1日付で資本金を800百万円から3,000百万円に増資いたしました。
2　八十二ビジネスサービス株式会社は、平成30年4月1日に当行が吸収合併しております。

ハ．重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携（略称「ＡＣＳ」）により、ＡＴＭの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）及び労働金庫との提携（略称「ＭＩＣＳ」）により、ＡＴＭの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称「ＣＮＳ」）との提携により、取引先企業との間の総合振込、口座振替、入出金取引明細等のデータ授受サービスを提供しています。
4. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスと提携し、共同設置ＡＴＭによる現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
5. 株式会社イーネットと提携し、共同設置ＡＴＭによる現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
6. 株式会社セブン銀行と提携し、セブン銀行のＡＴＭでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
7. 当行が開発した共同版システムを、じゅうだん会行（山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）に提供しています。
8. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ＡＴＭの相互利用による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
9. 長野県内６信用金庫（アルプス中央信用金庫、飯田信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、長野信用金庫、松本信用金庫）と提携（名称「ぐるっと信州ネット」）し、ＡＴＭの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。
10. 東邦銀行、群馬銀行と提携し、ＡＴＭの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山浦 愛幸	取締役会長 (代表取締役) 監査部担当	—	—
湯本 昭一	取締役頭取 (代表取締役) 事務統括部 システム部 東京事務所担当	—	—
松下 正樹	取締役副頭取 (代表取締役) 企画部 金融市場部 秘書室担当	—	—
中村 孝	常務取締役 リスク統括部 人事部 総務部担当	—	—
松田 好功	常務取締役 松本営業部長	—	—
舟見 英夫	常務取締役 支店支援部 法人部 個人部 市場国際部担当	—	—
吉江 宗雄	常務取締役 融資部 融資業務センター 融資統括部担当	—	—
浜村 九二雄	取締役	八十二リース株式会社　代表取締役 八十二オートリース株式会社　代表取締役	—
田下 佳代	取締役（社外役員）	—	弁護士
黒澤 壯吉	取締役（社外役員）	—	—
宮下 浩	常勤監査役	—	—
酒井 光一	常勤監査役	—	—
門多 丈	監査役（社外役員）	—	—
和田 恭良	監査役（社外役員）	—	—
山沢 清人	監査役（社外役員）	—	—

（注） 社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支給人数（人）	報　酬　等
取　締　役	13	323（　133）
監　査　役	5	75（　—）
計	18	398（　133）

（注） 1　（ ）は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。
2　支給人数には当事業年度に退任した３名を含めております。
3　取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬としての支給予定額60百万円および株式報酬型ストックオプション報酬額73百万円を含めております。
4　当行の取締役の報酬につきましては、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬の３つからなっております。それぞれの報酬額の配分は取締役会の協議に基づき決定しております。
確定金額報酬は月額25百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、 ストックオプション報酬額につきましては株式報酬型ストックオプションとし、新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることが株主総会で定められております。
監査役の報酬につきましては、確定金額報酬からなっております。確定金額報酬額につきましては、月額８百万円以内とすることが株主総会で定められており、報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
田　下　佳　代	会社法第423条第１項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
黒　澤　壯　吉	
門　多　　丈	
和　田　恭　良	
山　沢　清　人	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

重要な兼職はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
田　下　佳　代	1年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席しました。	必要に応じ、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。
黒　澤　壯　吉	9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席しました。	必要に応じ、主に金融分野における豊富な経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。
門　多　　丈	10年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、監査役会14回中13回に出席しました。	必要に応じ、主に国際金融と企業投資に関する幅広い経験と専門的な見地から発言を行っております。
和　田　恭　良	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、監査役会14回中13回に出席しました。	必要に応じ、主に行政分野における豊富な経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。
山　沢　清　人	1年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、監査役会14回全てに出席しました。	必要に応じ、主に豊富な学識経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。

（注）　取締役黒澤壯吉氏については、平成29年６月23日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数（人）	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6	27（—）	—

(注) ( ) は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	2,000,000千株
発行済株式の総数	511,103千株

（注） 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

17,415名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	19,022	3.77
明治安田生命保険相互会社	17,867	3.54
日本生命保険相互会社	17,000	3.37
株式会社三菱東京UFJ銀行	16,364	3.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,926	2.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,540	2.48
信越化学工業株式会社	11,830	2.34
昭和商事株式会社	11,820	2.34
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	11,441	2.27
東京海上日動火災保険株式会社	9,098	1.80

（注） 1 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第３位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2 持株比率は、持株数を発行済株式数（自己株式を除く）で除して算出しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員　岸野　勝 指定有限責任社員　矢野　浩一 指定有限責任社員　石尾　雅樹	70	(注2) (注3)

(注) 1　当行と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

2　会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当行監査役会は、「監査役監査基準」等に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、報酬の妥当性について分析・検討した結果いずれも適切・相当であり、監査品質は維持できると考え、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3　非監査業務の内容は次のとおりであります。

海外活動に関する相談業務

4　当行、子会社および子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は89百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

　会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

　また、監査役会は、その他の独立性や適格性を害する事由等により会計監査人を解任または不再任することが妥当であると判断した場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

ロ．会社法第444条第３項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の２第５項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

　該当事項はありません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制の構築状況の概要

平成30年３月31日現在、当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において定めている事項は次のとおりであります。

イ．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（イ）企業価値向上と企業市民としての社会的責任を果たすため、企業統治、企業倫理、情報開示等にかかる基本原則として「コーポレートガバナンス原則」を定め公表するとともに、法令および定款ならびに「コーポレートガバナンス原則」を遵守する。

（ロ）取締役会は、取締役会規程に基づき適切な運営を行う。原則として毎月１回以上これを開催し、取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。

（ハ）「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断する。

（ニ）コンプライアンス方針規程にコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンスマニュアルにコンプライアンス徹底のための行動基準を定めて当行に勤務する全ての者が遵守する。また、年度毎にコンプライアンス・プログラム（コンプライアンス徹底のための実践計画）を取締役会で決定し実施する。

（ホ）法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止や既に発生した事態への早期対応を目的とした社内報告体制および内部通報制度を整備し、その適正な運用を図る。

（ヘ）内部監査部署は、執行部門から独立した取締役会直属の組織として、内部監査を実施する。また、監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行を監査する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（イ）取締役の職務執行に係る情報については、法令等の定めに基づいて文書等を保存･管理するほか、情報資産保護方針規程等の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。

（ロ）情報資産保護方針規程等に基づき情報資産の適切な安全対策を実施するとともに、新たな情報保存方法・媒体等への対応、漏洩防止対策の構築など、必要に応じて体制の見直しを図る。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、統合的リスク管理規程により損失発生のリスクに応じた所管部署を定めるとともに、全てのリスクを総体的に捉え管理する部署を定め、統合的なリスク管理を行う。

（ロ）リスクの顕在化、緊急事態等に対しては、統合的リスク管理規程・非常事態対策管理規程等に基づき、適切に対応する体制の維持・充実を図る。

（ハ）新たな損失発生のリスクを監視・抽出するとともに、不測の事態発生時における損害の拡大を最小限に止めるためのリスク管理体制の構築と運用に努める。

二．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を取締役会規程に基づき原則として毎月１回以上開催する。取締役会は、常務取締役以上で構成される経営会議に、全般的経営管理に関する事項および日常の執行業務で全般的調整を必要とする事項の協議・決定を権限委譲するとともに、当行の経営方針および経営戦略等に係る重要事項については、経営会議における事前審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

（ロ）取締役会の決定に基づく業務執行については、職制規程および職務権限規程等において業務分掌・執行権限等を定めるとともに、必要に応じてこれらの諸規程を見直し、効率的な業務執行体制を維持する。

ホ．当行および連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（イ）連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告については、当行が定めるグループ法人管理規程等において、報告事項・報告頻度等を定める。

（ロ）連結子会社を中心とするグループ法人の損失の危険の管理については、当行が定める統合的リスク管理規程において、グループ法人に関わるリスクの所管部署を企画部および外部委託担当部署と定め、統合的に管理する。

（ハ）連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、グループ法人管理規程等において当行への協議事項を定めるとともに、決算・経営計画等の重要事項について、定期的に経営会議・取締役会等へ報告する体制を整備する。また、代表者連絡会議、事務連絡会議等を定期的に開催し、グループ法人との連携を図る。

（ニ）連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ法人管理規程等において、グループ法人が当行リスク管理関連規程に準じた規則を制定することを定める。また、グループ法人との個別契約等に基づく内部監査を実施するほか、財務報告に係る内部統制、監査役監査等により、グループ法人の業務の適切性を検証する。

ヘ．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

（イ）執行部門から独立した組織として、監査役会事務局を設置する。

（ロ）監査役の職務を補助すべき使用人を、当行使用人のなかから監査役会事務局に配属する。

（ハ）監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、取締役から独立して監査役の指示に基づき補助業務を行う。

（ニ）監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の同意を得るものとする。

ト．当行の取締役および使用人ならびに連結子会社を中心とするグループ法人の取締役・監査役等および使用人、これらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（イ）当行内部監査部署は、当行監査役に対し、内部監査の状況を定期的に報告する。また、当行統合的リスク管理部署は、当行監査役に対し、コンプライアンス、リスク管理等の状況を定期的に報告する。

（ロ）当行およびグループ法人の役職員は、法令等の違反行為等、または著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、コンプライアンスマニュアル等に定める方法により、当行コンプライアンス統括部署に対して報告する。また、当行コンプライアンス統括部署は、当行監査役に対して、当該事実を速やかに報告する。

（ハ）内部通報制度の受付担当部署は、内部通報の状況について、直ちに当行監査役に対して報告する。

（二）前項（ロ）または（ハ） による報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことをコンプライアンスマニュアルに明記し、プライバシーの保護に配慮し適切に運用する。

チ．当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

（イ）監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

（ロ）監査役会は、監査役の職務の執行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上する。

リ．その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ）当行およびグループ法人の取締役および使用人は、監査役会が定める監査役監査基準に基づいて、当行監査役の職務執行に必要な報告を行う。また、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

（ロ）監査役は、取締役会その他の重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人・グループ法人監査役との連携等を通じ、監査の実効性を確保する。

（ハ）監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。

（2）業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

平成29年４月１日から平成30年３月31日における業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

イ．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

年度毎にコンプライアンス・プログラム（コンプライアンス徹底のための実践計画）を取締役会で決定し実施するなど、当行に勤務する全ての者がコンプライアンスを遵守する体制を整備しております。また、警察とも連携しながら、反社会的勢力との取引遮断を図っております。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報が適切に保存・管理されております。 また、情報セキュリティ強化、情報漏えい防止に向けた取組みを継続しております。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失発生の可能性があるリスクに対して統合的なリスク管理がなされ、また、顕在化したリスクに対しても損害を最小限に止める対応が行われております。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会の他に、経営会議にて業務執行に係る意思決定を迅速に行っております。また、各取締役は職務権限規程等に基づき、委嘱された職務執行を効率的に行っております。

ホ. 当行および連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ法人の各種リスク管理体制の整備が図られており、グループ法人の経営上の重要事項に関して取締役会、経営会議への報告が実施されております。また、当行監査部が連結子会社の業務が適正に実施されていることを検証しております。

ヘ. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
取締役からの独立性を有した補助使用人を引き続き配置し、監査役監査の実効性を確保しております。

ト. 当行の取締役および使用人ならびに連結子会社を中心とするグループ法人の取締役・監査役等および使用人、これらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当行および連結子会社を中心とするグループ法人の役職員等が当行監査役に報告するための体制が整備され、適切に運用されております。また、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが規程に明記されております。

チ．当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行上必要とする費用について予算計上がなされております。また、監査費用の請求に対しては速やかな処理が行われております。

リ．その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の権利として会社法に定められている報告、調査事項に限らず、監査役に適切な報告を行う体制が整備される等、監査役監査の実効性が確保されております。

8 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 その他

該当事項はありません。

計算書類

第135期末（平成30年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額
（資産の部）	
現金預け金	**1,333,026**
現金	81,611
預け金	1,251,414
コールローン	**11,367**
買入金銭債権	**58,113**
特定取引資産	**14,415**
商品有価証券	1,053
特定金融派生商品	5,362
その他の特定取引資産	7,999
金銭の信託	**60,577**
有価証券	**2,514,375**
国債	997,073
地方債	255,015
社債	287,584
株式	383,726
その他の証券	590,974
貸出金	**5,087,614**
割引手形	19,820
手形貸付	166,361
証書貸付	4,202,448
当座貸越	698,983
外国為替	**16,492**
外国他店預け	13,191
買入外国為替	2,831
取立外国為替	469
その他資産	**98,133**
未決済為替貸	201
前払費用	497
未収収益	7,045
先物取引差入証拠金	345
先物取引差金勘定	29
金融派生商品	4,214
金融商品等差入担保金	2,822
その他の資産	82,978
有形固定資産	**27,926**
建物	11,338
土地	12,122
リース資産	1,390
建設仮勘定	56
その他の有形固定資産	3,018
無形固定資産	**5,233**
ソフトウェア	4,625
リース資産	4
その他の無形固定資産	603
前払年金費用	**17,004**
支払承諾見返	**34,445**
貸倒引当金	**△38,373**
資産の部合計	**9,240,353**

科　目	金　額
（負債の部）	
預金	**6,598,380**
当座預金	309,740
普通預金	3,691,153
貯蓄預金	56,893
通知預金	6,154
定期預金	2,352,743
定期積金	32,398
その他の預金	149,297
譲渡性預金	**519,402**
売現先勘定	**82,223**
債券貸借取引受入担保金	**681,737**
特定取引負債	**4,960**
商品有価証券派生商品	0
特定金融派生商品	4,959
借用金	**435,608**
借入金	435,608
外国為替	**891**
外国他店借	23
売渡外国為替	333
未払外国為替	534
その他負債	**78,319**
未決済為替借	9
未払法人税等	4,590
未払費用	5,462
前受収益	1,504
給付補填備金	2
金融派生商品	10,807
金融商品等受入担保金	2,113
リース債務	1,504
資産除去債務	16
その他の負債	52,309
退職給付引当金	**9,978**
睡眠預金払戻損失引当金	**836**
偶発損失引当金	**1,000**
繰延税金負債	**76,565**
支払承諾	**34,445**
負債の部合計	**8,524,350**
（純資産の部）	
資本金	**52,243**
資本剰余金	**32,570**
資本準備金	29,609
その他資本剰余金	2,961
利益剰余金	**422,610**
利益準備金	47,610
その他利益剰余金	375,000
固定資産圧縮積立金	913
別途積立金	344,600
繰越利益剰余金	29,486
自己株式	**△4,864**
株主資本合計	**502,560**
その他有価証券評価差額金	**216,139**
繰延ヘッジ損益	**△3,008**
評価・換算差額等合計	**213,130**
新株予約権	**312**
純資産の部合計	**716,003**
負債及び純資産の部合計	**9,240,353**

第135期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）損益計算書　（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		140,720
資金運用収益	**78,884**	
貸出金利息	46,693	
有価証券利息配当金	29,500	
コールローン利息	358	
預け金利息	407	
その他の受入利息	1,923	
信託報酬	**2**	
役務取引等収益	**17,424**	
受入為替手数料	6,028	
その他の役務収益	11,395	
特定取引収益	**145**	
商品有価証券収益	15	
特定金融派生商品収益	128	
その他の特定取引収益	1	
その他業務収益	**32,575**	
外国為替売買益	866	
国債等債券売却益	31,479	
国債等債券償還益	229	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**11,688**	
貸倒引当金戻入益	447	
償却債権取立益	19	
株式等売却益	5,766	
金銭の信託運用益	1,598	
その他の経常収益	3,856	
経常費用		105,822
資金調達費用	**8,866**	
預金利息	2,599	
譲渡性預金利息	67	
コールマネー利息	255	
売現先利息	23	
債券貸借取引支払利息	1,174	
借用金利息	921	
金利スワップ支払利息	2,095	
その他の支払利息	1,729	
役務取引等費用	**9,051**	
支払為替手数料	1,115	
その他の役務費用	7,935	
その他業務費用	**24,524**	
国債等債券売却損	24,328	
金融派生商品費用	195	
営業経費	**57,655**	
その他経常費用	**5,724**	
貸出金償却	2	
株式等売却損	1,652	
株式等償却	132	
金銭の信託運用損	626	
その他の経常費用	3,311	
経常利益		34,898

(単位：百万円)

科　目	金　額	
特別利益		**30**
固定資産処分益	30	
特別損失		**2,184**
固定資産処分損	92	
減損損失	2,091	
税引前当期純利益		**32,744**
法人税、住民税及び事業税	**10,682**	
法人税等調整額	**△664**	
法人税等合計		**10,018**
当期純利益		**22,726**

連結計算書類

第135期末（平成30年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額
（資産の部）	
現金預け金	1,348,767
コールローン及び買入手形	11,367
買入金銭債権	58,113
特定取引資産	14,415
金銭の信託	60,577
有価証券	2,510,142
貸出金	5,040,098
外国為替	16,492
リース債権及びリース投資資産	65,011
その他資産	123,094
有形固定資産	35,458
建物	11,598
土地	12,491
リース資産	25
建設仮勘定	56
その他の有形固定資産	11,287
無形固定資産	5,509
ソフトウェア	4,890
その他の無形固定資産	618
退職給付に係る資産	28,550
繰延税金資産	1,958
支払承諾見返	34,445
貸倒引当金	△44,960
資産の部合計	9,309,043

科　目	金　額
（負債の部）	
預金	6,586,969
譲渡性預金	503,652
売現先勘定	82,223
債券貸借取引受入担保金	681,737
特定取引負債	4,960
借用金	443,483
外国為替	891
その他負債	99,100
退職給付に係る負債	12,269
睡眠預金払戻損失引当金	836
偶発損失引当金	1,000
特別法上の引当金	9
繰延税金負債	80,395
支払承諾	34,445
負債の部合計	8,531,974
（純資産の部）	
資本金	52,243
資本剰余金	34,484
利益剰余金	446,197
自己株式	△4,864
株主資本合計	528,061
その他有価証券評価差額金	217,035
繰延ヘッジ損益	△3,008
退職給付に係る調整累計額	6,343
その他の包括利益累計額合計	220,370
新株予約権	312
非支配株主持分	28,324
純資産の部合計	777,068
負債及び純資産の部合計	9,309,043

第135期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）連結損益計算書　（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		**181,250**
資金運用収益	**79,100**	
貸出金利息	46,767	
有価証券利息配当金	29,593	
コールローン利息及び買入手形利息	358	
預け金利息	412	
その他の受入利息	1,968	
信託報酬	**2**	
役務取引等収益	**20,854**	
特定取引収益	**2,978**	
その他業務収益	**67,081**	
その他経常収益	**11,232**	
償却債権取立益	41	
その他の経常収益	11,190	
経常費用		**139,742**
資金調達費用	**8,908**	
預金利息	2,598	
譲渡性預金利息	64	
コールマネー利息及び売渡手形利息	255	
売現先利息	23	
債券貸借取引支払利息	1,174	
借用金利息	953	
その他の支払利息	3,838	
役務取引等費用	**7,028**	
その他業務費用	**54,872**	
営業経費	**62,909**	
その他経常費用	**6,023**	
貸倒引当金繰入額	224	
その他の経常費用	5,799	
経常利益		**41,507**
特別利益		**30**
固定資産処分益	30	
特別損失		**2,212**
固定資産処分損	116	
減損損失	2,095	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		**39,326**
法人税、住民税及び事業税	**12,826**	
法人税等調整額	**△627**	
法人税等合計		**12,199**
当期純利益		**27,127**
非支配株主に帰属する当期純利益		**1,286**
親会社株主に帰属する当期純利益		**25,840**

監査報告書

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月９日

株式会社八十二銀行
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	岸　野　　勝	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	矢　野　浩　一	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	石　尾　雅　樹	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社八十二銀行の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月９日

株式会社八十二銀行
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	岸　野　　勝	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	矢　野　浩　一	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	石　尾　雅　樹	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社八十二銀行の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社八十二銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第135期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月11日

株式会社　八十二銀行監査役会

常勤監査役　宮下　浩　㊞
常勤監査役　酒井光一　㊞
社外監査役　門多丈　㊞
社外監査役　和田恭良　㊞
社外監査役　山沢清人　㊞

以　上

株主総会会場 ご案内図

日　時　平成30年６月22日（金曜日）午前10時

会　場　長野市大字中御所字岡田178番地８

当行本店３階　大会議室

☎ 026－227－1182（代表）

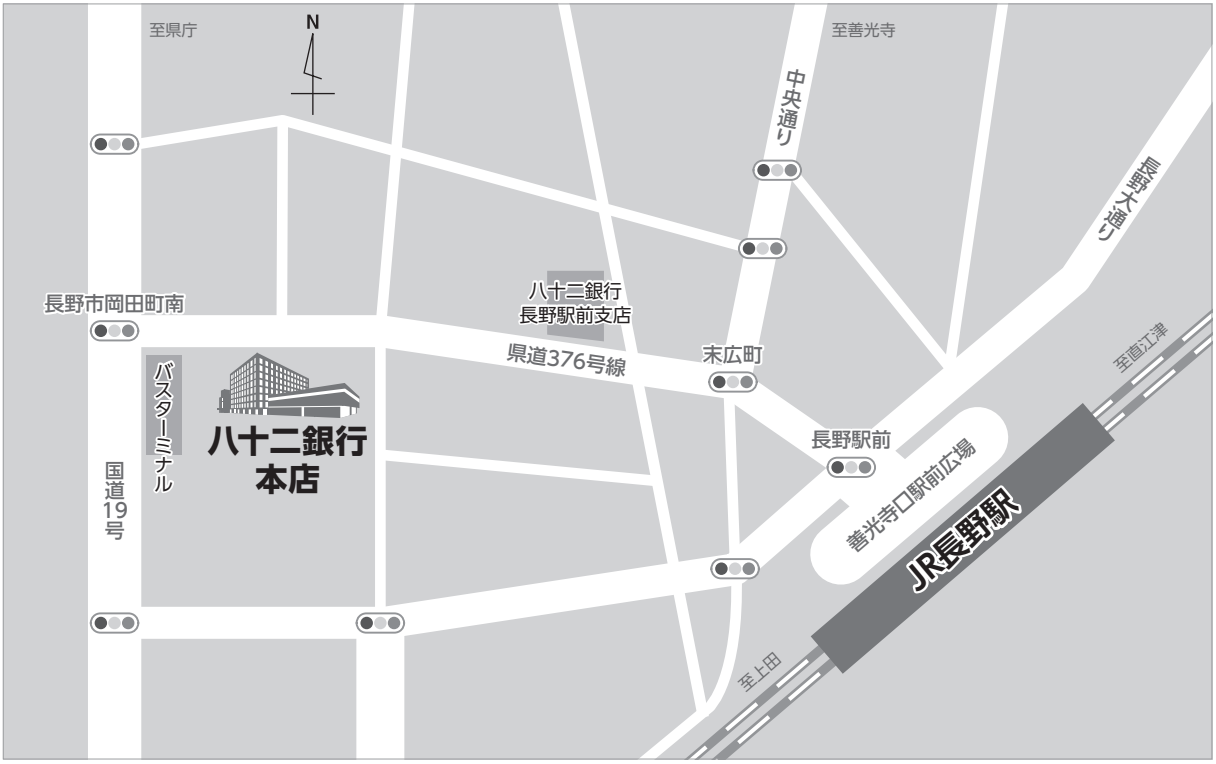

交通のご案内

JR長野駅善光寺口より 徒歩約10分

お願い

株主総会当日の駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

八十二銀行

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK 環境に配慮した植物油インキを使用しています。